

議会運営委員会協議題

令和8年8月26日（水）

午前9時30分～ 第2委員会室

1 9月定例会提出議案の概要について

2 協議事項について

（1）特別委員会の設置について（資料No.1）

[令和会提案]

3 その他

（1）9月定例会開会日＜9月2日（水）＞の日程について

- ・ 開会 ～ 会期決定 ～ 9月定例会提出議案上程、提案理由説明 ～ 散会

（2）令和8年12月定例会日程（案）について（資料No.2）

（3）その他

- ・ 正副委員長の一般質問について
- ・ 一般質問で使用する補助資料について（資料No.3 - 1、3 - 2）
- ・ 防災訓練について

1 名 称 木曽川沿川にぎわい創出特別委員会（案）

2 構 成 人 員 9 人

3 設 置 目 的

一宮市は、古くから木曽川の水運や用水を活かし、繊維産業の発展とともに歩んできました。これまでも、木曽川沿川では国営木曽三川公園 138 タワーパークをはじめとする河川敷公園や、サイクリングロード・遊歩道の整備のほか、ミズベリング 138 事業として水辺を活用したイベントや花火大会など、河川空間を活かしたレクリエーションや地域の魅力発信につながる取組が行われてきました。これらの取組は、市民が水辺に親しむ土壌を醸成し、地域の歴史的資産としての価値を再認識する契機となりました。

この取組をさらに充実させるため、2025 年には、富田山公園を中心とした「一宮西部地区かわまちづくり計画」の登録のほか、国や県、沿川市町との広域的連携による「木曽川中流域自転車で繋ぐかわまちづくり計画」が登録され、今後も、河川空間を活かした地域のにぎわいの創出が期待されます。

さらには、新濃尾大橋の開通や、富田山公園における尾西プール跡地を活用した官民連携事業、サイクルツーリズムの推進により、新たな人の流れが生まれ、水辺利用への関心が高まるなど、木曽川を持つ可能性は一層大きくなっています。

一方で、木曽川とまちをつなぐアクセスルートやインフラ整備、沿川市町との連続性をもった観光・回遊ルートの構築が課題となっております。また、人口減少やライフスタイルの変化に伴い、かつてのような河川と生活が密接に関わる日常が希薄化しつつあります。単なる景観としての維持管理にとどまらず、いかにして現代のニーズに即した「経済的・社会的価値を創造するかが問われています。

さらには、沿川地域全体を一体的に捉えたにぎわい創出、観光・交通との連携、民間事業者や地域団体との協働について、継続的かつ横断的に検討する必要があります。特に、木曽川は本市だけで完結する資源ではなく、沿川市町や国・県、河川管理者との連携も不可欠であり、議会としても中長期的な視点から課題を整理し、方向性を示していくことが求められます。

このため、これまでの実績を一過性のもので終わらせることなく、ストーリー性のある事業展開となるよう、本市のまちづくり、観光振興、シビックプライドの醸成につなげるための方策を集中的に調査研究する場として、「木曽川沿川にぎわい創出特別委員会」の設置を求めます。同委員会により、既存資源の掘り起こしと磨き上げ、新たな利活用の可能性や関係機関との連携方策を検討し、市民に親しまれ、市外・県外からも人を呼び込み、輝き続けるまちづくりの実現を目指します。

4 調 査 案 件

一宮市における木曽川沿川のさらなるにぎわいの創出や、水辺空間とまちづくりが一体となった地域の活性化を図るための調査・研究。

5 常任委員会との関係

特別委員会は、一宮市における木曽川沿川のさらなるにぎわいの創出や、水辺空間とまちづくりが一体となった地域の活性化を図るための調査研究が目的であり、これらの事業に関する予算審議については常任委員会の所管とする。

6 調査審査の時期

特別委員会は特定事件に関する調査審査のみであるので、基本的には定例会中に行わず、閉会中に調査審査を行う。

7 委員長報告

委員長報告は、閉会中に委員会を開催した場合、直近の定例会開会日において、調査審査の経過及び成果を報告する。

令和 8 年一宮市議会 12 月定例会日程（案）

資料No. 2

（会期 22 日間）

月	日	曜	開議時刻	議 事 日 程
11	30	月	9 時 30 分	開会、議案上程・説明 (16 時 12 月定例会付託請願締切)
12	1	火		精読休会
〃	2	水		精読休会
〃	3	木		精読休会
〃	4	金	9 時 30 分	一般質問
〃	5	土		休 会
〃	6	日		休 会
〃	7	月	9 時 30 分	一般質問
〃	8	火	9 時 30 分	一般質問、議案質疑、委員会付託
〃	9	水		予 備
〃	10	木	9 時 30 分	委員会
〃	11	金	9 時 30 分	委員会
〃	12	土		休 会
〃	13	日		休 会
〃	14	月	9 時 30 分	委員会
〃	15	火	9 時 30 分	委員会
〃	16	水	9 時 30 分	委員会
〃	17	木		予 備
〃	18	金		予 備
〃	19	土		休 会
〃	20	日		休 会
〃	21	月	9 時 30 分	委員長報告、討論、採決、閉会

＜一般質問通告受付期間＞

11 月 24 日（火）8 時 30 分から 11 月 25 日（水）15 時まで

＜議案質疑通告受付期間＞

11 月 30 日（月）8 時 30 分から 12 月 4 日（金）16 時まで

＜議会運営委員会＞

概 要 説 明：11 月 20 日（金）9 時 30 分

委員会付託の日程確認：12 月 8 日（火）9 時

閉会日の日程確認：12 月 21 日（月）9 時

＜会派提案の意見書締切＞

11 月 18 日（水）17 時

1. 資料映像作成時

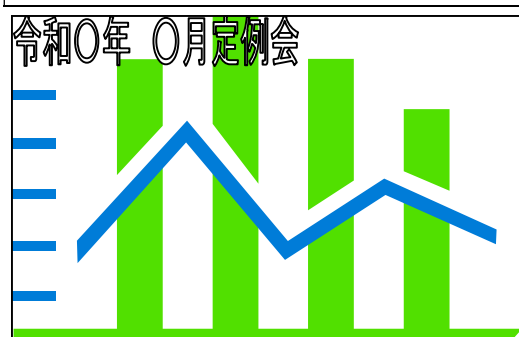
最小限のものに

資料は、質問内容を補完する最小限のもので、議長が許可したもののみ使用可能です。
要望等は掲載できません。

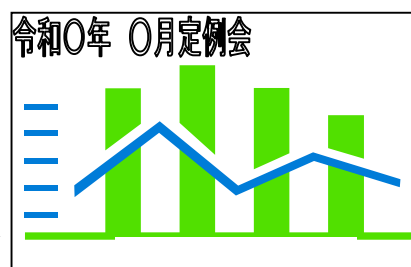
著作権・生成 AI を使用した画像の使用に注意してください。

書籍に限らずインターネットの画像・文章などにも著作権があり、著作権法で保護されています。
インターネット等の画像を使用する場合は、必ず著作権者（サイトの運営者など）に各自で許可を取ってから使用してください。使用料がかかる場合があります。

スクリーンの左上には議会名が表示されます。



↑ 文字が図表に被っている



資料映像を投影するスクリーン・配信される映像（ケーブルテレビ・YouTube）には左図のように、左上には議会名が表示されます。
該当部分には画像・文字が被らないように作成してください。

2. 資料完成後 提出期限：令和8年9月4日（金）正午まで

資料データを議会局へ提出してください。

資料が完成したら、チェック表及び資料データを議会局へ提出してください。議長の内容チェック後、修正がある場合は、修正したデータを再提出していただき、議長の許可を得てください。

3. 一般質問時について

議事録を読んで内容がわかるように説明をしてください。

資料映像はあくまで補助資料です。ご注意ください。

この図を見て
分かるように
に・・・



資料映像をスクリーンに投影する場合は、切替えボタンで操作ください。

カメラは基本的には発言者（質疑者・答弁者）を映します。一般質問中に、資料映像を投影する場合は、質問席にある切替えボタンの「PC」を押してください。答弁者が発言後に元の画面に戻す場合は切替えボタン「戻る」を押してください。

議会局で準備するPC及びタブレット端末を使用してください。

ご提出いただいた資料データの入ったPC及びタブレット端末を質問席に準備しますので、そちらを使用してください。ご自分のPCやタブレット端末はスクリーンの投影には使用できません。

令和8年9月定例会 一般質問 資料映像チェック表

一般質問で使用する資料映像について、以下の項目を確認し、該当するチェック欄にチェックをつけてください。

- ☐ 著作権、肖像権について、問題ないことを確認しました。
- ☐ 掲載するデータ、数値等について、間違いがないことを確認しました。
- ☐ 生成AIを使用した画像等には「生成AI使用」と表示しました。

以上、確認しました。

令和8年 月 日 一宮市議会議員 _____

※ このチェック表と資料映像データを、9月4日(金)正午までに提出してください。期限後の提出は認めません。

議長記入欄

議長確認欄